

## 環境影響評価法第10条第2項の規定による意見 要約版

環境要素区分	意見内容
①騒音	学校、幼稚園・保育園、病院、社会福祉施設その他特に静穏の保持を要する施設の存在する地域及び住居の用に供されている地域においては、騒音のより一層の低減を図り、列車の走行段階までに補完調査を実施され、必要な騒音防止対策を講じることを手法に加えること
②騒音	騒音（レベル）のほか、金属音などの生理的不快音についても調査対象とされ、軽減を図る必要な防止対策を講じることを手法に加えること。
③振動	学校、幼稚園・保育園、病院、社会福祉施設その他特に静穏の保持を要する施設の存在する地域及び住居の用に供されている地域については、沿線振動の一層の低減を図り、列車の走行段階までに補完調査を実施され、必要な振動防止対策を講じることを手法に加えること。
④低周波	発生源となりうる換気施設以外の施設についても調査対象として加えること。
⑤低周波	基準又は目標が定められていないことから、影響を受けるおそれのある地域の生活者の感覚の部分での調査も併せて実施され、必要な防止対策を講じることも手法に加えること。
⑥水環境	地下水、河川、水路での水位・水質への影響が懸念されるため、保全対策を講じていただくためにも、影響を受けるおそれがある範囲において十分な事前調査の実施を手法に加えること。
⑦日照障害	車両基地の存在も遮蔽原因となりうるため対象施設に加えること。
⑧電波障害	車両基地の存在も遮蔽原因となりうるため対象施設に加えること。
⑨電波障害	根ノ上中継局のテレビ放送波は、路線、駅を横断するかたちでさらに北方約10kmの地域まで受信されており、電磁影響から屈曲などが生ずれば難視聴の発生も懸念されるので、調査地域として、鉄道施設周辺のみでなく影響を受けるおそれがある広い範囲をとらえること。
⑩文化財	調査すべき項目として「埋蔵文化財」を明記し、調査にあつては、市教育委員会と十分な協議を行うこと。
⑪文化財	対象事業実施区域には、文化財指定された天然記念物以外にも、地域特有の種である「ハナノキ」、「シデコブシ」、「ヒトツバタゴ」、「カタクリ」の自生地が存在するため、十分な現地調査と改変地域に存在する場合には、適切な保護保全対策を講じること。
⑫文化財	文化財はもとより、景観、人と自然との触れ合いの活動の場も含め、「地域の文化」として大切に守られてきたものについても配慮事項に加え、地域の要望に沿って保護する方法等を検討すること。
⑬磁界	磁界が及ぼす人体や環境への影響について、準備書で十分な情報提供と説明を行うこと。
⑭動物	想定される路線沿線には畜舎（牛舎、鶏舎）が存在しており、騒音、振動、磁界等が及ぼす家畜への影響についても調査項目に加えること。
⑮植物	夜間照明機器周辺で生産される農作物への影響についても調査項目に加えられる、必要な対応を講じること。
⑯植物	長期間において評価できるよう事前調査で確認された植物リストを公表すること。
⑰安全性	地震への対策について、準備書の中で十分な説明を行うこと。